

「十分性認定」と日本企業の対応の注意ポイント

欧州委員会は2019年1月23日、GDPR（一般データ保護規則(General Data Protection Regulation)）45条に基づいて日本に対して「十分性認定」を行いました。

同日付の日本経済新聞1面に「個人データの移転規制 欧州、日本を例外に」という記事が掲載されていることから関心のある企業の方も多いと思われます。しかし、「**十分性認定**」によって、GDPRが日本企業に適用されなくなるわけではありません。この点について、注意が必要ですので、ここで簡単に解説したいと思います。

1 十分性認定がされるとどうなるのか

GDPRは、個人データの「取扱い」と「域外移転」を規制する法律です。

「**域外移転**」とは、EU域内の事業者からEU域内にいるデータ主体の個人データをEU域外に移転することです。

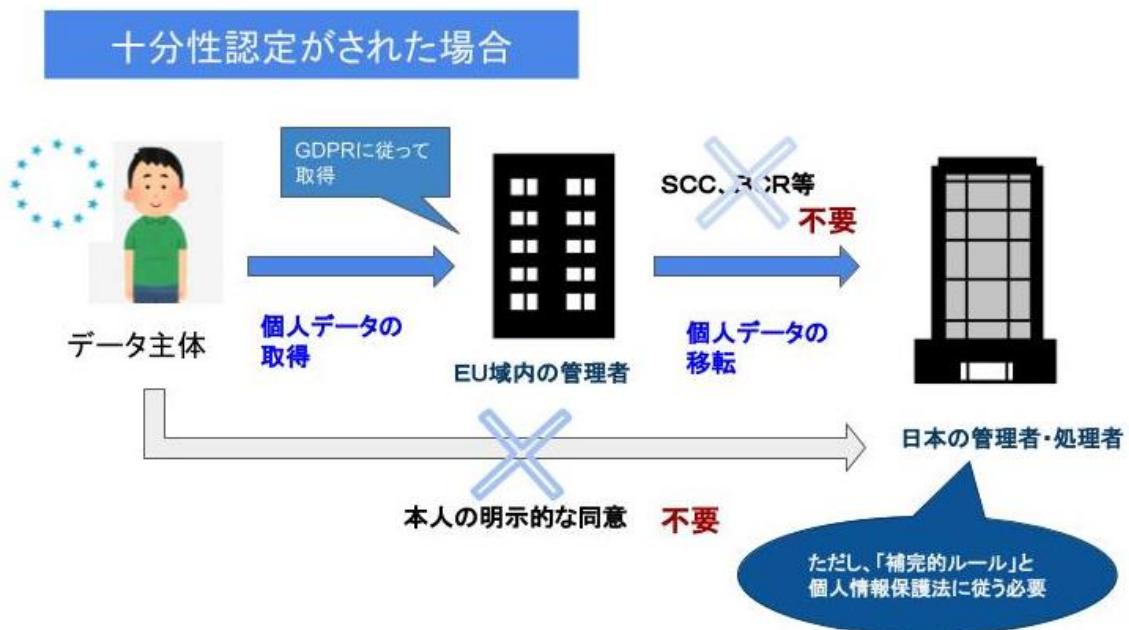
個人データの域外移転は、GDPRにより、原則として禁止されています。

例外的に域外移転をする際には、①十分性認定に基づく移転（GDPR 45条）、②適切な保護措置に従った移転（GDPR 46条）、③特定の状況における例外（GDPR 49条）のいずれかが必要となります。

②の適切な保護措置に従った移転には、主に、i 拘束的企業準則（BCR）、ii 標準データ保護条項（SCC）、iii 承認された行動規範、iv 承認された認証方法などがあります。

日本に対して十分性が認定されると、EU域内にいるデータ主体の個人データを十分性が認定された日本の事業者（管理者や処理者）に対して**域外移転させることについて**、上記の②などの手続きがいらなくなります。

それを示したのが次頁の図です。



十分性認定取得後においても、日本の企業がEU域内の事業者から個人データを取得する場合でも、日本の**個人情報保護法**や**補完的ルール**（個人情報保護委員会が公表している「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」）には従う必要があるため、注意が必要です。

2 十分性認定がされてもGDPRが適用されないわけではない

上述のとおり、日本に対して十分性認定がなされても、**域外移転**に関するGDPR規制が緩和されるのみであり、個人データの「**取扱い**」に関する規制について、十分性認定は何ら影響を与えるものではありません。

まず、EU域内に拠点のある日本企業の個人データの取扱いについてはGDPRが適用されます（GDPR 3条1項）

次に、EUに拠点のない日本企業にもGDPRが適用される場合があります。

「EU域内に拠点のない管理者又は処理者によるEU域内のデータ主体の個人データの取扱い」については、以下の2つのことを行うに場合にGDPRが適用されます（GDPR 3条2項）。

- (a) データ主体の支払いが要求されるか否かを問わず、EU域内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供
- (b) データ主体の行動がEU域内で行われるものである限り、その行動の監視

したがって、十分性認定以降も、EU域内のデータ主体に対して物品・サービスの提供を行うにあたって個人データを取得する場合やターゲティング広告などを提供するにあたって個人データを取得する場合には、GDPRが適用されることに何ら変わりはないのです。

以下の図で、GDPRによる「取扱い」と「域外移転」の規制をまとめたので、GDPR対応などの参考にいただければと思います。

